

令和6年4月11日

保護者のみなさまへ

安城市教育委員会

児童生徒の状況確認について（依頼）

日ごろは、安城市の教育につきまして、ご理解、ご協力をいただきありがとうございます。
さて、近年、児童相談所への児童虐待相談対応件数が増加の一途をたどっている現状を鑑み、安城市教育委員会においては、各小中学校へ児童虐待の有無に関わらず、児童生徒の状況確認について適切に対応するよう指示したところであります。

保護者のみなさまにおかれましては、学校職員等による児童生徒の状況確認等につきまして、下記の点にご協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 お子様ที่病气やけが、ご家族の都合等で欠席や遅刻、早退をする場合は、必ず学校に連絡をしてください。
- 2 お子様の欠席が連続する場合、学校職員が家庭訪問等を行います。その際、できる限り学校職員がお子様と面会できる環境を整えてください。
- 3 長期にわたりお子様との面会ができず、状況確認ができない場合、学校は子育て支援課や刈谷児童相談センター等関係機関にその旨を報告し、情報を共有しなければなりません。その後、報告を受けた関係機関は、学校と連携し、面会により本人の状況を確認します。その際、できる限り学校職員等がお子様と面会できる環境を整えてください。

担 当 学校教育課指導係
電 話 0566-71-2254
FAX 0566-77-0001